

(案)

高松市本庁舎広告付催事案内表示板設置業務に係る契約書

高松市（以下「市」という。）と〇〇〇〇（以下「設置者」という。）は、高松市本庁舎広告付催事案内表示板設置業務について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約書は、市の施設である高松市役所本庁舎1階において、設置者が民間事業者等を広告主とした広告付催事案内表示板（以下「催事案内板」という。）を設置することの取扱いについて定めることを目的とする。

（業務）

第2条 設置者は、本契約書及び別紙「仕様書」に基づき、催事案内板を製作し、市の許可を受けた後、この業務を履行しなければならない。

2 設置者は、催事案内板への広告の掲載を希望する広告主を募集し広告を掲出するものとする。

3 設置者は、市に対して設置期間中の催事案内板への広告の掲載に伴う広告掲出料を支払うものとする。

4 設置者は、本契約及び別紙「仕様書」のほか、高松市広告掲載要綱を遵守し、第2項に規定する広告を行わなければならない。

5 設置者は、市の指示に従い、正確かつ迅速にして善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

6 設置者は、催事案内板の設置主体者が設置者であることを明示しなければならない。

7 市は、催事案内板の製作に係る必要な行政情報を設置者に提供するものとする。

8 設置者は、催事案内板の製作・設置、行政情報及び広告等の制作に要する費用を負担するものとする。ただし、市が設置者に提供する行政情報の作成に係る費用は、市の負担とする。

（事業の実施及び協議）

第3条 設置者は、催事案内板の仕様及び施工方法についてあらかじめ市と協議し、市の承諾を得た上で、催事案内板の設置を行われなければならない。なお、設置者が仕様等を変更する場合も同様とする。

（設置場所）

第4条 設置者が催事案内板を設置できる場所は、市及び設置者で協議して、別途市が指定する。

(設置期間)

第5条 本契約に基づく催事案内板の設置期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- 2 前項の規定は、市及び設置者が、第6条第2項の規定による契約の更新又は第18条の規定による契約の変更を行った場合、当該更新又は変更契約に基づき催事案内板を継続して設置することを妨げないものとする。

(有効期間及び契約の更新)

第6条 本契約の有効期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

- 2 市又は設置者のいずれかから期間満了日の3か月前までに書面による申し出がない場合は、本契約と同様の条件で、引き続き期間満了日の翌日から1年間自動更新されるものとし、その後も同様とする。ただし、更新を含めて有効期間は令和13年3月31日を超えることはできないものとする。

(使用の許可及び使用料等)

第7条 設置者は、第2条の既定に基づき催事案内板を設置するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、市長から行政財産の使用許可をその設置期間について受けなければならない。

- 2 設置者は、前項に定める許可を受けるに当たり、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づく使用料を市に納付しなければならない。
- 3 催事案内板設置に係る光熱費は、設置者の負担とする。

(広告掲出料)

第8条 設置者が設置期間において市に支払う広告掲出料は、次のとおりとする。

広告掲出料 月額 ○○, ○○○円

(上記金額には、消費税及び地方消費税相当額 ○, ○○○円を含む)

- 2 設置者は、前項の広告掲出料を、市の定める期日までに市の発行する納入通知書により各年度分を一括で納入するものとする。なお、設置期間に1か月に満たない期間があるときは、日割り計算（1か月を30日として換算）により算定する（円未満切り捨て）。
- 3 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、設置者は、この契約を何ら変更することなく広告掲出料に相当額を加減して支払う。

(広告主及び広告内容の審査)

第9条 設置者が催事案内板へ掲載する広告主及び広告内容については、設置者において高松市広告掲載要綱の規定に沿ったものであることを確認した後、市の審査を受け、そ

の承認を得たものでなければ掲載できない。

- 2 設置者は、前項に定める審査を受けるため、市が指示する資料を市の指定する日まで、市に提出するものとする。
- 3 市及び設置者は、広告主及び広告内容について市役所の公共性、美観及び市役所利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容の修正等)

- 第10条 市は、広告の内容が市役所で掲載する広告としてふさわしくないと市が合理的な理由により判断したときは、いつでも、設置者に対して広告の内容の修正又は広告の削除を求めることができ、設置者はこれに従わなければならない。
- 2 前項の修正に係る費用は、設置者が負担する。

(広告内容の変更)

- 第11条 設置者は、自己又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、事前に市と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。
- 2 前項に定める広告内容の変更については第9条の規定を準用する。

(広告内容についての責任)

- 第12条 設置者は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。
- (1) 広告内容に関する一切の責任は設置者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。
 - (2) 設置者は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについての確認をするものとし、そのことについて市に対し保証するものとする。
 - (3) 市に対して第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、設置者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。

(設置者と広告主との契約)

- 第13条 設置者は、広告の掲載に当たり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

(催事案内板の製作及び設置)

- 第14条 催事案内板の製作及び設置に係る作業は、市と設置者が協議の上、市の承諾に基づいて設置者が自己の負担により行うものとする。

(催事案内板の設置に当たっての留意事項)

第15条 設置者は、催事案内板の設置に当たっては、市役所の維持管理並びに災害時の避難誘導に支障にならない場所及び構造とするよう配慮しなければならない。

2 設置者は、催事案内板の脱落、破損等により、市役所利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。

3 設置者は、催事案内板を原因とした事故に対し、市役所利用者等から損害賠償の請求がなされた場合、設置者の責任及び負担にて解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。

4 市は、設置者に対して、第1項及び第2項の留意事項について、助言又は指導を行うことができ、設置者はその助言及び指導に従わなくてはならない。なお、当該助言又は指導に従うことによって生じる経費は、設置者が負担する。

5 催事案内板の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業は、設置者の希望日時を事前に調整した上で、市が指定する日時に行うものとする。

6 催事案内板の設置及び広告の掲載を継続することが社会通念上、著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市が判断した場合、市と設置者が協議の上設置の中止又は内容の変更を行うものとする。

(催事案内板の復旧等)

第16条 設置者は、催事案内板が毀損又は汚損したときは、速やかに復旧等の最適な措置をとらなければならない。

2 市は、催事案内板の毀損又は汚損を発見したときは、速やかに設置者に通報しなければならない。

3 第1項に定める復旧等に係る経費は、設置者が負担する。

(催事案内板の一時撤去又は掲載広告の一時削除)

第17条 市は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、設置者に催事案内板の一時撤去又は掲載広告の一時削除を指示することができ、設置者はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 市の指定する期日までに使用料の納付がないとき。

(2) 第10条第1項の規定による広告内容の修正等を設置者が行わないとき。

(3) 第15条第4項の規定による市の助言又は指導に設置者が従わないとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと市が認めるときは、設置者は催事案内板の設置及び広告掲載を再開することができる。

3 第1項の一時撤去又は一時削除及び前項の再開に関する費用は設置者が負担する。

4 第1項の指示があったにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に設置者が一時撤去又は一時削除を行わないときは、市は設置者の承諾を得ることなく催事案内板を自ら一時撤去又は一時削除することができる。

- 5 前項において、要した費用は設置者が負担するものとするとともに、市は一時撤去又は一時削除によって生じた設置者の損害の賠償を行わない。
- 6 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合で、使用料が納付済の場合は、市は当該期間中の納付済使用料を違約金とみなし、設置者にその返還をしない。なお、本項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(市の請求による履行期間の変更)

- 第18条 市は、特別の理由により履行期間を変更する必要があるときは、履行期間の変更を設置者に請求することができる。
- 2 前項において、履行期間の変更及びそれに伴う使用料、光熱費、広告掲出料、その他必要事項等については、市と設置者とが協議して定める。

(市の解除権)

- 第19条 市は、設置者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により設置者に催告した上、本契約を解除できる。
- (1) 第7条の規定による使用許可を得られないとき又は取り消されたとき。
 - (2) 法令又は本契約に違反したとき。
 - (3) 本契約の内容の履行に関し、設置者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (4) 設置者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
 - (5) 設置者が破産手続の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
 - (6) 設置者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 代表一般役員等(設置者の代表役員等(設置者が個人である場合にはその者を、設置者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(契約を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団関係者であると認められるとき。
 - イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
 - ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、市が当該再委託契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

（７） 第２０条の規定によらないで、設置者が本契約の解除を申し出たときで、市が契約の解除が相当であると認めるとき。

２ 市は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、設置者との協議により本契約を解除することができる。

３ 市は、第１項の規定により本契約を解除した場合において、設置者に生じた損害について、何らの賠償ないし保証することを要しない。

４ 設置者は、市が第１項の規定により本契約を解除した場合において、市に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

５ 本条の規定により本契約が解除された場合において、設置者の責めに帰すべき事由がある場合は、市は納付済使用料を違約金とし、設置者に返還しない。

６ 前項の違約金は、損害賠償の一部としない。

（設置者の解除権）

第２０条 設置者は、市が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により市に催告した上、本契約を解除できる。

（１） 市が本契約に違反したとき。

（２） 本契約の履行に関し、市に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

（解除に伴う撤去）

第２１条 設置者は、本契約が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく催事案内板の撤去を行わなければならない。

（一時撤去、一時削除、解除に伴う広告主への補償等）

第２２条 設置者は、第１７条第１項若しくは第４項の規定に基づく一時撤去若しくは一時削除が行われた場合又は第１９条第１項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の補償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

- 第23条 設置者は、第9条第1項の規定により広告の掲載が認められなかった場合、第10条第1項の規定により修正を行った場合、第15条第4項の規定による助言若しくは指導に従った場合、第17条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去若しくは一時削除がなされた場合又は第19条第1項の規定による解除がされた場合は、市に対し損害の賠償を請求しないものとする。
- 2 市は、本契約に特段の定めがある場合を除き、本契約の履行に関して、市の責めに帰すべき事由により設置者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。
- 3 設置者は、本契約に特段の定めがある場合を除き、本契約の履行に関して、設置者の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。
- 4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、市及び設置者で協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

- 第24条 市及び設置者は、本契約の履行に関して知り得た相互の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も、同様とする。

(第三者の損害・紛争)

- 第25条 本契約の履行に関して第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 当該損害が市の責めに帰すべき事由により生じたときは、市が自らの責任と負担をもって解決する。
- (2) 当該損害が設置者の責めに帰すべき事由により生じたときは、設置者が自らの責任と負担をもって解決する。
- 2 前項に定める場合のほか、本契約の履行について第三者との間で生じた紛争については、市及び設置者で協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

- 第26条 設置者は、使用許可の期間満了又は許可の取消し等により催事案内板を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。なお、原状回復に係る費用は、設置者の負担とする。

(著作権等)

- 第27条 設置者は、催事案内板の設置及び製作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料又

は履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 市が、本契約に基づき、市役所に設置されている催事案内板に掲載されている写真又は画像データを行政目的のために、市が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、設置者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第28条 設置者は本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(疑義の解釈等)

第29条 本契約の定めに疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、市及び設置者で協議して定めるものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、各々記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

市 高 松 市

高松市長 大 西 秀 人

設置者 所 在 地

(法人にあっては、所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印